

宇宙活動法について

平成30年7月29日

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の概要(通称:宇宙活動法)

1. 法律の必要性及び背景

○我が国における民間による宇宙活動の進展に伴い、これに対応した宇宙諸条約の担保法が必要

(背景)

- 宇宙諸条約に基づけば、自国の非政府団体の宇宙活動に対しては、国の許可及び継続的監督が必要(宇宙条約第6条)。
- 我が国以外の世界21か国(米仏露中韓等)においては、担保法を制定済み。

○我が国の民間事業を推進するためにも、予見性を高めるため制度インフラとして法整備が必要

(背景)

- 米国では商業打上げ法により、遵守すべき基準等の明確化、政府の補償制度の導入を行い、事業リスクの低減化を実施。SpaceX社等が商業打上げ市場へ新規参入。



民間発小型衛星
(日)アクセルスペース社



ファルコン9ロケット
(米)スペースX社

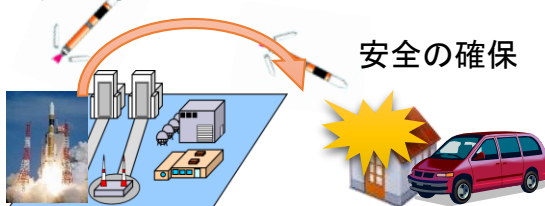


超小型衛星打上げロケット(イメージ)
(日)インターステラテクノロジズ社

2. 法律の概要

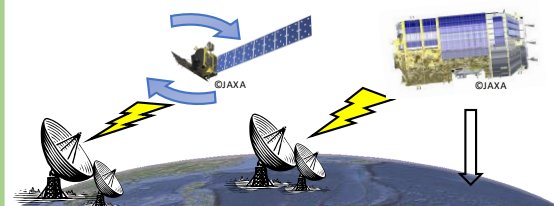
人工衛星等の打上げに係る許可制度

1. 人工衛星等の打上げを許可制とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施等について事前審査。
2. ロケットの型式設計、打上げ施設の基準への適合性について事前認定制度を導入。



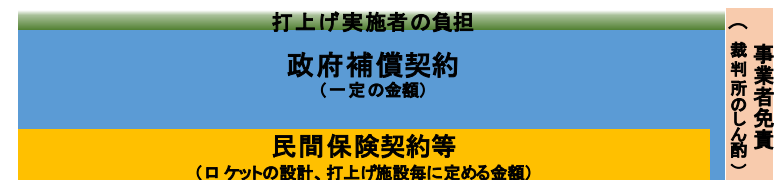
人工衛星の管理に係る許可制度

- 人工衛星の管理を許可制とし、①宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施、②宇宙空間の有害な汚染等の防止、③再突入における着地点周辺の安全確保等について事前審査。



第三者損害賠償制度

1. 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に伴い地上で発生した第三者損害を無過失責任とし、打上げ実施者については責任を集中する。
2. 打上げ実施者に第三者損害を賠償するための保険の締結等を義務づけ。
3. 2の損害賠償担保措置でカバーできない損害について、政府が補償契約を締結できる制度を導入。



事業者免責
(裁判所のしん酌)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法令等

法令の体系

法律

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

政令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令

府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく
審査基準・標準処理期間

基準等に関するガイドライン

- 人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン
 - 別紙 傷害予測数計算条件及び方法（ロケット）
- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン
- 打上げ施設の適合認定に関するガイドライン
- 人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン
 - 別紙 傷害予測数計算条件及び方法（人工衛星）

申請マニュアル

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に関する申請マニュアル
 - 別紙1 ロケット記載例
 - 別紙2 人工衛星記載例

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法令等

技術基準等の検討にあたって留意した事項

必要最小限の基準

- ・宇宙諸条約の実施、公共の安全を確保するための必要最小限の基準とすること

新規技術への対応

- ・新規事業者等による、新たな技術など多様な技術に対応できること

国内外の動向

国際標準等(※1)、諸外国の規制の動向(※2)、これまでの国内における基準及び取組(※3)等を踏まえること 等

※1 : COPUOS(国連宇宙空間平和利用委員会) スペースデブリ低減ガイドライン
ISO24113 スペースデブリ低減要求
ISO14620 安全要求
IADC(国際機関間スペースデブリ調整委員会) スペースデブリ低減ガイドライン
COSPAR(宇宙空間研究委員会) 惑星保護指針 等

※2 : アメリカやフランスのロケット及び人工衛星に関する技術基準 等

※3 : 文部科学省宇宙開発利用部会 ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準
宇宙航空研究開発機構 JMR-001 システム安全標準
宇宙航空研究開発機構 JERG-1-007 射場運用安全技術基準
日本航空宇宙工業会 弾道ロケット打上げ安全実施ガイドライン 等

申請プロセス (1/2)

人工衛星等の打上げに係る許可

以下の各申請に関する申請者は、同じ者でも、それぞれ別の者でも構いません。

- ◆ 人工衛星等の打上げに係る許可
- ◆ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定
- ◆ 打上げ施設の適合認定

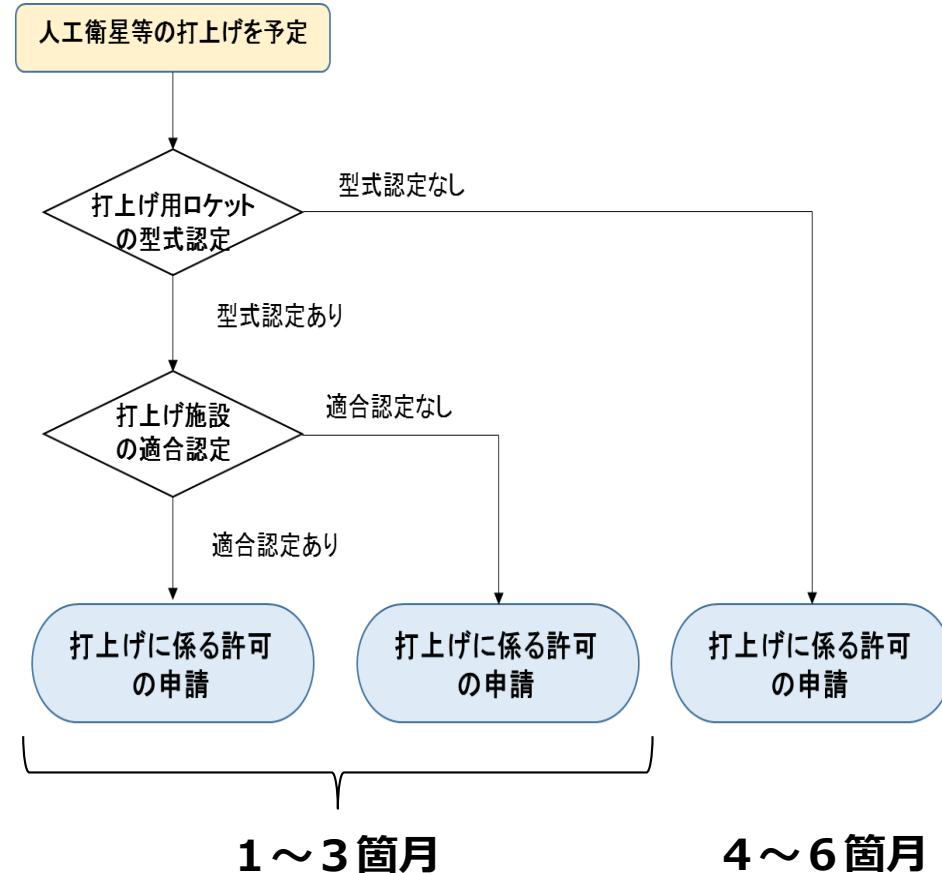
ただし、

『**打上げ施設の適合認定**』を申請する場合は、**“人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定”**を受けている必要があります。

標準処理期間

申請項目	標準処理期間
ロケットの打上げ許可	1～3箇月（型式認定ありの場合） 4～6箇月（それ以外の場合）
ロケットの型式認定	4～6箇月
打上げ施設の適合認定	1～3箇月

※事前に型式認定、適合認定を受けていれば、ロケットの打上げ許可申請時は各々の認定番号を記載することで申請手続を簡略可能です。



標準処理期間

申請プロセス (2/2)

人工衛星の管理に係る許可

- ✓ **国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合**は、国外で打ち上げられた人工衛星であっても**人工衛星の管理の許可を受ける**必要があります。
- ✓ 定常運用に用いる人工衛星管理設備が海外に所在する場合でも、初期運用等、一部期間で**国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合**においては**許可を受ける**必要があります。
- ✓ なお、法の全面施行の際、現に行われている人工衛星の管理については本申請の適用対象外となります。ここで、現に行われている人工衛星の管理とは、一般的には既に軌道上で人工衛星の管理が開始されていること（海外に所在する人工衛星管理設備のみを用いてその管理が開始されている場合を含む）をいいます。
- ✓ 本申請は、人工衛星等の打上げに係る許可の申請とは別に、人工衛星を管理しようとする者が申請してください。

標準処理期間

申請項目	標準処理期間
人工衛星の管理の許可	15日～3箇月

人工衛星の管理に係る許可申請の要不要例①

(1)人工衛星の管理に係る許可を受ける**必要がある場合**の具体例

- ① 国内又は国外のロケットで打ち上げられた人工衛星を、**国内に所在する人工衛星管理設備を用いて管理**する場合
- ② 人工衛星の位置を把握したり制御したりする信号の一部又は全部を**国内の運用場所**（電子計算機が存在する場所）**で生成**し、当該信号をネットワーク等を経由して国内の地上局は用いずに国外の地上局のみから送信し、人工衛星を管理する場合
- ③ 国外に引き渡す人工衛星について、**国内に所在する人工衛星管理設備を用いて初期運用**を行う場合
- ④ 国外の人工衛星管理設備のみを用いて管理されていた人工衛星を、その**管理の途中から国内に所在する人工衛星管理設備を用いて管理**を開始する場合
- ⑤ 宇宙ステーション補給機の貨物として宇宙ステーションに輸送された後、当該**宇宙ステーションからの放出により国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理**を開始する場合
- ⑥ 人工衛星からの分離物について、**分離後に国内に所在する人工衛星管理設備を用いてその管理**を行う場合

人工衛星の管理に係る許可申請の要不要例②

(2) 人工衛星の管理に係る許可を受ける**必要がない場合**の具体例

- ① 国内のロケットで打ち上げる人工衛星であるが、**国内に所在する人工衛星管理設備を用いて管理を行わない**場合
- ② 人工衛星の位置を把握したり制御したりする信号を**国外の運用場所で生成**し、当該信号をネットワーク等を経由して国内の地上局から送信し、国外の人工衛星を管理する場合
- ③ 人工衛星管理設備を用いて人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握するが、**これら全てを制御しない**場合（バスの**制御を一切行わない**場合）
- ④ 宇宙ステーション補給機の貨物として宇宙ステーションに輸送された後、当該**宇宙ステーションの外部に配置され一体運用される**場合
- ⑤ 人工衛星からの分離物について、**分離後にその管理を行わない**場合（**位置、姿勢及び状態の把握を行わない**場合や、**これら全てを制御しない**場合）

主要関係部署一覧

各種法規制に係る主要関係部署を識別し、「担当窓口」及び「手続、法定資格等が必要な場合の例」を一覧として示した。

○人工衛星等の打上げに伴う各種法規制に係る主要関係部署一覧

【各種関連法規制】

電波法、消防法、毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、航空法、水路通報等に関する手続き

⇒申請マニュアル 9項 表1

○人工衛星の管理に伴う各種法規制に係る主要関係部署一覧

【各種関連法規制】

電波法、消防法、毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、外国為替及び外国貿易法、水路通報等に関する手続き

⇒申請マニュアル 9項 表2

記載例

申請マニュアルの別紙として、記載例を掲載していますので、記載の際は参照してください。

- 別紙1 ロケット記載例
- 別紙2 衛星記載例

宇宙活動法に関する申請マニュアル 別紙2

様式第十七 (第二十号第一項関係)
人工衛星の管理に係る許可申請書

平成30年4月1日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 100-0013
住所 東京都千代田区霞が関〇〇〇
氏名 印
(法人にあっては、名称) 〇〇〇株式会社 印

連絡先 〒100-0000 東京都千代田区人形町1-1-1
〇〇〇株式会社 総務部総務課 内閣 太郎
電話: 03-6205-XXXX 内線2000
電子メール: nakabe-taro@xxx.co.jp

下記のとおり、人工衛星の管理の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第20条第2項の規定により、申請します。

記

人工衛星の名称	CAO衛星
人工衛星管理設備の場所	①北海道入響町〇〇 ②愛知県名古屋市〇〇
人工衛星の軌道	太陽同期準円軌道 軌道長半径: 〇〇km 離心率: 〇〇 軌道傾斜角: 〇〇° 昇交点赤経: 〇〇° 近地点引数: 〇〇°
人工衛星の利用の目的及び方法	目的: 事業活動(地理空間情報分野) 方法: 記録の提供(データ放送)
人工衛星の構造(別紙1)	別紙1に示す
法律第22条第4号に定める終了措置の内容	イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/> 終了措置として自然落下(その他の終了措置)を行う。

日本国外の人工衛星管理設備については申請書への記載は不要です。該当する設備がある場合は、別紙2に記載してください。

申請時点でこれらの具体的な数値は、現実的な確率を持たせて記入することが可能です。

宇宙活動法に関する申請マニュアル 別紙2

※: 以降の記載例は50cm級小型衛星を想定した内容です。申請者は、必要に応じて「人工衛星の構造が規則第22条に定める基準に適合していることを示す書類」との区別を行ってください。

(別紙1-2)
〇概要図

人工衛星の打上げ時及び運用時の概要図を記載してください。

人工衛星打上げ時 概要図

宇宙活動法に関する申請マニュアル 別紙2

〇人工衛星システム系統図

人工衛星のシステム系統図をブロック図等で示してください。人工衛星の通信系、姿勢制御系、電源系、ミッション系等の搭載機器とそれらの相互のつながりがわかるように図示してください。

人工衛星システム系統図

スケジュール

- **平成29年11月15日**
 - ・宇宙活動法の一部施行（許認可申請の受付開始）
 - ・施行規則・審査基準の公布
 - ・ガイドライン・マニュアル初版制定
- **平成30年3月下旬**
 - ・ガイドライン・マニュアル改訂第1版制定
- **平成30年6月6日～7月5日**
 - ・施行規則改正府令案（賠償関係）パブリックコメント
- **平成30年8月末頃（予定）**
 - ・施行規則改正府令の公布
- **平成30年11月15日**
 - ・宇宙活動法の本施行

窓口

申請提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階
内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 宇宙活動法担当 宛て

受付時間：月曜日から金曜日 9:30～12:00、13:00～17:00

（祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日を除く。）

郵送の場合は、中身が分かるように申請内容を封筒に朱書きした上で送付してください。

※ 事前のご相談についても受け付けております。

申請後の手戻りを避けるため、ご利用ください。

ホームページ

下記のURLから、申請に関する資料、情報、様式等にアクセスできますので、ご利用ください。

http://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/application.html



The screenshot shows a web browser window displaying the Japanese Cabinet Office website. The address bar shows the URL: http://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/application.html. The page header includes the Cabinet Office logo and the text "内閣府 Cabinet Office, Government of Japan". Below the header is a search bar and a navigation menu. The main content area is titled "宇宙活動法に関する申請受付について" (About application acceptance for space activity law). The text explains that applications for satellite launch and management are accepted based on the law (Act No. 76 of 2016). It lists several related documents and guidelines, including the law itself, implementation rules, and various guidelines for application procedures.

内閣府ホーム > 宇宙政策 > 許認可の申請手続き > 宇宙活動法に関する申請受付について

宇宙活動法に関する申請受付について

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成28年法律第76号)に基づく「人工衛星等の打上げに係る許可」、「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定」、「打上げ施設の適合認定」及び「人工衛星の管理に係る許可」に関する申請受付を、下記の通り行います。
申請を御検討されている方におかれましては、下記の内容を御確認の上、御対応ください。

1. 関連法令、関連文書

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(電子政府の総合窓口 e-Gov)
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則(PDF形式:501KB)
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間(PDF形式:343KB)
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく基準等に関するガイドライン
 - 人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン(PDF形式:193KB)
 - 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン(PDF形式:128KB)
 - 打上げ施設の適合認定に関するガイドライン(PDF形式:80KB)
 - 人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン(PDF形式:164KB)
- 申請マニュアル(PDF形式:739KB)
- 申請等に係る各様式はこちら